

定 款

2020年6月26日改正

丸全昭和運輸株式会社

丸 全 昭 和 運 輸 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、丸全昭和運輸株式会社と称し、英文では Maruzen Showa Unyu Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貨 物 自 動 車 運 送 事 業
2. 貨 物 利 用 運 送 事 業
3. 港 湾 運 送 事 業
4. 通 関 業
5. 倉 庫 業
6. 海 上 運 送 事 業
7. 構 内 作 業 及 び 機 械 荷 役 事 業
8. 建 設 業
9. 梱 包 業
10. 航 空 運 送 代 理 店 業
11. 警 備 業
12. 産 業 廃 棄 物 処 理 業
13. 労 働 者 派 遣 事 業
14. 港 湾 労 働 者 派 遣 事 業
15. 次の各製品の製造、加工、販売、輸出入及びその関連取引
 - (1) 塩
 - (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品及び医療機器
 - (3) 飼料及び飼料添加物
 - (4) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物
 - (5) 石油化学製品及び合成樹脂並びにそれらの加工品
16. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業
17. 不動産の管理、賃貸、売買及び仲介業務
18. 損 害 保 険 代 理 業
19. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
20. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
21. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利制限)

第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株式取扱規程)

- 第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

- 第 13 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 14 条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(買収防衛策の導入等)

第 16 条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および株主の共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために、買収防衛策として一定のルールを導入または更新することができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名以内とし、必要に応じ取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 22 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずして開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 26 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。なお、監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ずして開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第 38 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 43 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 44 条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第118回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

以 上